

第476回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和3年4月15日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年4月22日(木曜日)
 - 開会 午後2時00分
 - 閉会 午後4時35分
- (2) 場 所 行政庁舎9階 第1会議室

議題

議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長代理の互選について
- (3) 席次の決定について
- (4) 海区漁業調整委員会の機能と権限について
- (5) 第22期委員への引き継ぎ事項について

審議事項

潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置(案)等について

協議事項

太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

報告事項

水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)について

その他

「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」実施計画の改定について

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	千 葉 富 夫
会長代理	鈴 木 政 志	”	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	”	館 田 あゆみ
”	菊 田 守	”	尾 定 誠
”	高 橋 一 郎	”	石 森 裕 治
”	大 江 清 明	”	木 村 千 之
”	鈴 木 章 登		

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第476回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の委員会の出席状況は15名全員御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を水産林政部 佐藤部長からお願いいたします。

○水産林政部 佐藤部長

（挨拶）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、この度、第22期宮城海区漁業調整委員会の委員に就任されました皆様と県執行部の職員を御紹介させていただきます。

（以下名簿により委員紹介）

続きまして、県執行部主要職員及び海区事務局職員を紹介いたします。

（以下名簿により職員紹介）

各地方振興事務所水産漁港部の総括次長及び漁業調整班長に対して、本事務局の併任発令をしております。

(以下名簿により職員紹介)

以上で第22期宮城海区漁業調整委員会委員及び県執行部の職員の紹介を終わります。

なお、佐藤部長は所要のため、ここで退席させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。次第、名簿に続きまして、資料1といたしまして、議事(4)「海区漁業調整委員会の機能と権限について」、資料2といたしまして、議事(5)「第22期委員への引き継ぎ事項について」、資料3といたしまして、審議事項「潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置(案)等について」、資料4といたしまして、協議事項「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」、資料5といたしまして、報告事項「水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)について」、その他といたしまして、「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」実施計画の改定について、以上6種類の資料となっております。御確認をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、第22期宮城海区漁業調整委員会として初めての委員会ですので、審議事項に入ります前に「会長」及び「第1会長代理」「第2会長代理」の互選と委員の席次を決めたいと思います。その後、海区漁業調整委員会の機能と権限及び第22期委員への引き継ぎ事項について御説明させていただきます。

会長及び会長代理の互選と委員席次の決定につきましては、水産林政部石田副部長を仮議長として進行したいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員

よろしいです。

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございます。

それでは、石田副部長、仮議長をよろしくをお願いいたします。

○仮議長 石田副部長

それでは議案の(1)の会長の互選について、(2)会長代理の互選について、(3)の席次の決定についての3件につきまして、暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、議案の(1)会長の互選についてと(2)会長代理の互選については関連がありますので、一括して進めて参りたいと思います。(3)の席次の決定については、その後に決めさせていただきたいと思いますが、御異議の方はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○仮議長 石田副部長

ありがとうございます。

それでは（１）会長の互選についてと（２）会長代理の互選につきまして、一括して進めさせていただきます。

互選の方法について、いかがいたしましょうか。

お諮りいたします。

○仮議長 石田副部長

はい、お願いいたします。

○岩沼委員

互選については、前回の時と同様に選考委員を何名か決めまして、その中で推薦された方を選考してはどうでしょうか。

○仮議長 石田副部長

はい、ありがとうございます。

ただ今、岩沼委員から選考委員を選ぶような形で進めてはいかがという御提案がありました。他に何かございますか。

○尾定委員

はい、議長。

○仮議長 石田副部長

はい、尾定委員お願いいたします。

○尾定委員

岩沼委員がお話したように、選考委員会で選考するのがよろしいのではないかと思います。

○仮議長 石田副部長

はい、ありがとうございます。ただ今、岩沼委員と尾定委員の方から選考委員を何名か選定し、その中で「会長」と「会長代理」の３名を選考してはいかがかとの御提案がございましたが、いかがでございましょうか。
よろしいでしょうか。

○各委員

異議無し

○仮議長 石田副部長

ありがとうございます。

それでは選考委員による選考委員会を設置することにさせていただきます。選考委員の選任はいかがいたしましょうか。

○高橋委員

はい、議長。

○仮議長 石田副部長

はい、高橋委員お願いします。

○高橋委員

選考委員の選任につきましては、事務局一任ということでいかがでしょうか。

○仮議長 石田副部長

ただ今、高橋委員から事務局一任との声がありましたが、事務局一任ということで宜しいでしょうか。

○各委員

はい。

○仮議長 石田副部長

ありがとうございます。それでは事務局の方から案をお願いいたします。

○事務局 鈴木総括次長

それでは選考委員を提案させていただきます。

漁業者委員につきましては、北部、中部、南部に分けて、それぞれの地区から50音順で早い方を選考委員に選任することとしまして、北部地区の菊田委員、中部地区の石森委員、南部地区の伊藤委員にお願いしたいと考えております。前回は1期目となる委員の皆様は選考委員から除くこととしておりましたが、今回は漁業者委員につきましては、9名中8名の方が初めて選任されておりますので、漁業者委員全ての方を対象にいたしました。また、学識経験を有する委員及び利害関係を有しない委員からは海区漁業調整委員の選任回数が多い關委員と岩沼委員を選任し、以上5名の方に選考委員をお願いしたいと考えております。なお、選考委員長は利害関係を有しない岩沼委員にお願いしたいと思います。事務局案は以上です。

○仮議長 石田副部長

ただ今、事務局から選考委員の提案がございました。漁業者委員3名、学識経験を有する委員及び利害関係をしない委員1名ずつの2名、合計5名の提案でございました。

漁業者委員の北部につきましては、北部の3名方の中から1番あいうえお順で早い菊田委員の方に、中部につきましても同様に3名の委員の方の中から、1番あいうえお順で早い石森委員の方に、それから、南部については同様に伊藤委員にということでございます。また、選考委員長につきましては、5名の方々の中で1番選任の回数が多い岩沼委員の方をお願いしたいとの提案でございます。よろしいでしょうか。

○各委員
異議無し

○仮議長 石田副部長

ありがとうございます。それでは選考委員をただ今、申し上げました方々に決定したいと思えます。選考委員の皆様は、別室に御案内いたしますので、事務局の指示に従いまして移動願います。

選考委員会の開催の間、この海区漁業調整委員会は一旦休会とさせていただきます。
(委員会を一旦休会(10分程度))

再開はこのあと10分程度後に、再開をしたいと思えますのでよろしく願いいたします。それではお願いいたします。

○仮議長 石田副部長

それでは海区漁業調整委員会を再開いたします。

選考委員会による選考結果について、選考委員長の岩沼委員から御報告をお願いいたします。

○岩沼委員

選考委員長を仰せつかりました岩沼でございます。

私の方からただ今の選考委員の結果を皆様方に御報告させていただきたいと思えます。海区漁業調整委員会、会長は關哲夫先生をお願いすることになりました。よろしく願いいたします。

第2会長代理は鈴木政志様にお願いしたいということでございますのでよろしく願いしたいと思えます。

第1会長代理は私が仰せつかりましたので務めさせていただきたいと思えます。

結果は以上の通りでございます。

○仮議長 石田副部長

選考委員の皆様、ありがとうございました。

ただ今御報告がありましたとおり、会長には關哲夫委員、第1会長代理には岩沼徳衛委員、第2会長代理には鈴木政志委員との御提案がございました。この3名の方々についてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

○各委員

異議無し

○仮議長 石田副部長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは会長には關哲夫委員，第1会長代理には岩沼徳衛委員，第2会長代理には鈴木政志委員に決定いたします。

なお，会長であります關哲夫委員におかれましては，全国海区漁業調整委員会の会員及び全国豊かな海づくり大会の委員も併せてお引き受けいただくこととなりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に（3）席次の決定に移ります。委員席次の決定方法につきましては，特に意見が無いようでしたら慣例に従いまして，抽選により行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○各委員

異議無し

○仮議長 石田副部長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは席次につきましては，抽選により決定することといたします。抽選の方法につきまして，事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 鈴木総括次長

それでは抽選方法について御説明いたします。

抽選は2回行いまして，本抽選に先立ちまして，抽選順を決めるための予備抽選を行います。石森委員から名簿の順番に順次くじをお引きいただきたいと思っております。その次に，本抽選を行いまして，予備抽選の抽選結果の順番でお名前をお呼びしますので，順次くじをお引きいただきたいと思っております。なお，予備抽選本抽選ともに，くじは担当が席にお持ちいたしますので，全ての抽選が終わりましたら，番号の席へ移動をお願いいたします。

また，会長と会長代理は番号が確定していますので，皆様と併せて全部の抽選が終わりましたら席の御移動をお願いいたします。説明は以上になります。

○仮議長 石田副部長

それでは抽選に入りたいと思っております。

事務局の方よろしくお願いいたします。

○事務局 鈴木総括次長

それでは石森委員から順番にくじをお引きいただきたいと思っております。

(予備抽選)

○事務局 鈴木総括次長

それでは本抽選に移らせていただきます。

(本抽選)

○事務局 鈴木総括次長

それでは本抽選の結果を発表いたします。

会長と会長代理は番号が決まっております。

- 1 番. 關委員,
- 2 番. 岩沼委員,
- 3 番. 鈴木政志委員
- 4 番. 高橋委員,
- 5 番. 菊田委員,
- 6 番. 高橋委員,
- 7 番. 大江委員,
- 8 番. 鈴木章登委員,
- 9 番. 伊藤委員,
- 10 番. 千葉委員,
- 11 番. 平井委員,
- 12 番. 館田議員,
- 13 番. 尾定委員,
- 14 番. 石森委員,
- 15 番. 木村委員となります。

それでは皆様自分の番号の席の方へ移動をよろしく願いいたします。

○仮議長 石田副部長

議事進行に御協力ありがとうございました。

委員の皆様が決定しましたので、仮議長を退任させていただきます。以後の進行につきましては關会長をお願いいたします。

— 仮議長退席、休憩 —

○事務局 鈴木総括次長

それでは委員会を再開いたします。会長、会長代理、席次とも決定いたしましたので、新しい三役を代表しまして、關会長から御挨拶をいただきたいと思っております。会長よろしく願いいたします。

○關会長

關です。この度、第22期の会長を仰せつかって、大変な議局の中で宮城県の漁業を想

定しながら発言させていただくことになりました。ここにおいでの方々は、豊富な経験を持った漁業に関するこの委員会で、今後の漁業を進行させるために大いに御意見を賜って今後の宮城県漁業の発展に努力をお願いしたいと思います。

これまで私は3期してきましたが、前会長さんは、この委員会は漁民のための委員会ですよということを強く訴えておられました。私もこの皆さんの英知を今後の漁民の発展のためにですね、お役に立つようにしたいと思っております。県の行政の方々は、豊富な経験を持って、優れた知恵を研鑽しておられると思いますので、今後のサポートよろしくお願い申し上げます。今の皆さんと大いに討議をして、今後の発展につなげたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。それでは議事(4)「海区漁業調整委員会の機能と権限について」に移りたいと思います。關会長、議事進行をよろしくお願い致します。

○關会長

それではまず、はじめに議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

2番の岩沼会長代理と9番の伊藤委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

議事はお手元の会議次第により進めて参りますので、よろしくお願い致します。

【 議 事 】

○關会長

議事(4)「海区漁業調整委員会の機能と権限について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局 菅原技師

資料1、議事(4)海区漁業調整委員会の機能と権限につきまして御報告させていただきたいと思います。1枚お開きください。本日は第22期海区委員の皆様によりまず初めての委員会となりますので、改めて海区漁業調整委員会の機能と権限につきまして御報告させていただきたいと思います。

まず、1ページ目の(1)海区漁業調整委員会設置の根拠についてでございますが、こちらは地方自治法の方で定められておりまして、都府県に置かなければならない委員会の1つとして、海区漁業調整委員会が規定されているというような状況でございます。あわせて、漁業法で海面につき農林水産大臣が定める海区に置くということで、宮城県沖合海面には宮城海区漁業調整委員会が設置されているところでございます。

次に、(2)所掌事項でございますが、こちらも漁業法で定められてございまして、海区漁業調整委員会は、その設置された海区または海域の区域内における漁業に関する事項を処理するものとなっております。

次に、(3)でございますが、こちらは海区漁業調整委員会の委員構成となっております。15名と規定されてございますが、地域の実情に応じて10名から20名の範囲内において条例を定めて定数の増加または減少することが出来るとなっております。その

内訳といたしましては、委員3部門から選ばれるということで、漁業者委員、学識経験を有する者、利害関係を有しないものといった3部門で構成されてる委員会でございます。

1枚おめくりください。2ページ目でございますけれども、(4)委員の任期でございますが、こちらも漁業法で設定されてございまして委員の任期は4年となっております。現在の各委員の任期が令和3年4月1日から令和7年3月31日まで4年間となっております。

次に、(5)委員会の会議でございますが、こちらは海区委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことが出来ないとされてございまして、また、会議の招集につきましては、漁業法の施行令によりまして、会議は会長が招集することとなっております。その他海区の会議につきましては、議事録を作成いたしまして、県のホームページにて公表されることとなっております。

次に、3ページ目お願いいたします。下の(6)の部分でございますけれども、会長の互選及びその職務ということで、先ほど会長が互選されているところでございます。また、会長の責務といたしまして、海区漁業調整委員会の会長は、それぞれ会務を総括いたしまして会を代表するものとなっております。

次に、4ページ目をお願いいたします。下にございます海区委員の報酬及び旅費につきましては、下に金額が記載されてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、5ページお願いいたします。海区漁業調整委員会における具体的な職務を記載してございまして、海区漁業調整委員会の機能と権限につきましては、(1)のとおり漁業法第1条におきまして、位置づけされてございます。2.漁業権免許に係る県で策定する漁場、海区漁場計画の諮問に関する意見などにつきまして、意見をいただくというような状況となっております。

次に、6ページ目をお願いいたします。3.宮城県漁業調整規則の制定または改廃についての意見をいただくものとなっております。また、下に移りますと、6.指示権、漁業調整等に係る指示ということで、(1)漁業調整のための必要がある時、関係者に対しまして、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用の制限、その他必要な事項を発動することが出来るという状況でございます。

続きまして7ページ目につきましては、9.調整規則の規定に係る諮問に対して、意見を述べていただくものとなっております。こちらの資料につきましては後ほど御覧いただければと思います。簡単ではございますが以上でございます。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

はい、高橋委員。

○高橋委員

今日の次第にもあるんですが、3の議事、4の審議事項、5の協議事項がありますよね。

この3つの区別、簡単に御説明願いたいと思うんですが。

どのように違うのか。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

議題の審議事項、協議事項、報告事項の件ですが、審議事項に関しましては、先ほど御説明いたしました機能と権限での漁業法で定める海区漁場計画での諮問ですとか、そういった法的に決められたものの県からの諮問に対して、御協議をいただいてそれで答申をいただくといった項目、あと協議事項に関しましては、海区委員会を進めるにあたって、委員の皆様で御協議いただきたいというような項目、あと報告事項に関しましては、宮城県の水産業に係る海区漁業調整委員会の業務に関わるような案件を県の方から御報告という形で情報提供させていただくというような、大きくそのような区分で処理させていただいております。

○關会長

はい、以上ですがよろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。

結構です。

○關会長

私はちょっとわかんないのはその審議をした場合には、その結果でこの案件に変更を与えることもあり得るのでしょうか。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

審議いただいて、答申いただいた形で今後の県の計画の進め方でしたり、あとは県の諮問事項での修正でしたり、そういった部分で答申をいただきますので、当然この委員会での決定された事項が県の政策の方にも反映されていくといった形になります。

○關会長

はい、わかりました。

どうもありがとうございました。

○關会長

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、議事（４）「海区漁業調整委員会の機能と権限について」はこれまでとします。

○關会長

次に、議事（５）「第２２期委員への引き継ぎ事項について」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 菅原技師

資料２，議事（５）でございますが，第２２期委員への引き継ぎ事項について御報告させていただきます。１枚おめくりください。第２２期宮城海区漁業調整委員会への引き継ぎ事項についてということで，日付令和３年３月２２日となっておりますが，先月の海区委員会で前委員さんに協議していただいた際の日付となっております。

まず，１ページお願いいたします。第２２期宮城海区業調整委員会委員の一覧となっております。後ほど御確認いただければと思います。

次に，２ページお願いいたします。２ページから３ページ目につきましては，昨年度の海区委員会の開催実績でございます。昨年度は９回開催いたしました。こちらにつきましては後ほど御確認いただければと思います。

次に，４ページ目をお願いいたします。４ページ目から６ページ目までにつきましては，今年度（令和３年度）の宮城海区漁業調整委員会の開催計画となっております。現在のところ７月，１０月，翌年１月を休会としてございまして，その他の月につきましては開催する予定となっております。全９回で開催する予定で考えてございます。

次に，７ページ目をお願いいたします。７ページ目からは海区漁業調整委員会で委員会指示を発動しております内容についてでございます。７ページ目から９ページ目につきましては，秋さけ固定式さし網漁業の制限に関する委員会指示になってございます。現在，承認制となっております。９ページに区域図ございますけども，石巻網地島濤波岐崎正東線の以北から宮城県地先海面におきまして１０トン未満の漁船が秋さけ固定式さし網漁を操業しようとする場合につきましては，使用船舶ごとに委員会の承認を受けなければならないとなっております。これまでの経過につきましては下に記載ございますが，秋さけを対象とした漁業につきましては，さけの帰属をめぐる漁業調整課題がございまして，国の秋さけ資源管理協議会により管理されてございます。こちらにつきましては，安定した漁獲と適正な管理を目的に，平成８年度，当海区では委員会指示に基づく届出漁業を行いまして，平成１７年からは現在の承認漁業に移行して現在に至っております。

下に移りまして直近の内容でございますけども，令和２年度漁期につきましては承認隻数は１４４隻でございます。こちらの漁業につきましては，前年度の承認隻数を上限といたしまして，実際に着業する漁業者の承認３年のうち２年間の実績を有するものは該当するというように管理してございますが，県漁協の秋さけ刺し網等漁業委員会からにつきましては，今でも承認隻数が多く漁場が混み合う，漁獲量が減少しているなどから新規着業希望を抑制するよう意見が出されているところでございます。

また，平成８年以降委員会への届出漁業，平成１７年からは現在の承認漁業として着業隻数の管理を行ってきたことから，国の秋さけ協議会の方から理解が示されているところでございますが，基本的に現在の承認制度のルールを引き継ぎまして，知事許可制度に移行することによって，秋さけ漁業の本県の知事許可漁業として確立する必要があると考えてございますが，近年秋さけ不漁となっておりますので，今後の動向を見ながら知事許

可制度への移行を検討したいと考えてございます。こちらにつきましては、8月の海区の審議事項となつてございますので、その際に改めて詳細につきまして御説明させていただければと思ひます。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。10ページ目につきましては、定置漁業の保護区域に関する委員会指示となつてございまして、委員会指示の有効期間が平成30年9月1日から令和5年8月31日までとなつてございまして、定置漁業権として免許されている33ヶ統、現時点で33ヶ統ございまして、大型定置の周辺に保護区域を設定いたしまして、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業や遊漁、定置漁業の魚道を遮断もしくは魚群を散逸させる行為を禁止しているところでございまして。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページから12ページまでにつきましては、まだら固定式さし網漁業の制限に関する委員会指示となつてございまして、こちらは現在海区漁業調整委員会の届出制となつてございまして、操業区域が石巻瀧波岐崎正東線の以北の宮城県地先海面におきまして20トン未満の動力漁船を使用して当該漁業を操業する場合につきましては、委員会に届出をしなければならないとなつてございまして。これまでの経過といたしましては、まだらを対象とした漁業につきましては、底びき網漁業やはえなわ漁業など着業する漁業種類が複数あるほか、周年操業が行われているところでございまして。この中で固定式さし網漁業につきましては、まだらが産卵のために沿岸に來遊する1月から2月に着業する漁船が急増するため、他の漁業との漁場トラブル等が発生していることから、平成20年に海区漁業調整委員会の届出制として、当該漁業の実態の把握をして漁業秩序の維持を図っているところでございまして。直近の内容といたしましては、令和2年漁期でございましてけれども、届出隻数が159隻でございまして、当該漁業については、震災後平成25年漁期につきましては豊漁でございましたが、次年度以降は漁獲量が低迷してございまして、制限期間の周年化について意見もございましてことから、周年操業している漁業者と今後話し合っていく必要があると考えてございまして。こちらにつきましては、9月の海区漁業調整委員会で審議する予定となつてございまして。こちらにつきましても秋さけと同様に、その際改めて詳細を御説明させていただければと思ひます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページから14ページにつきましては、仙台湾の流し網漁業等の制限に関する委員会指示となつてございまして、現在こちらはまだらと同様に届出漁業となつてございまして。こちら操業区域につきましては、金華山山頂真南の線以西の仙台湾におきまして、流し網、はえなわ、はもどうを操業する際には、共同漁業権を除いて委員会の方に届出をしなければならないとなつてございまして。これまでの経過といたしましては、仙台湾における固定式さし網、流し網、はえなわ、はもどうにつきましては、隣県との漁業調整上の理由から、昭和54年に宮城海区漁業調整委員会の届出制となつてございまして、漁具の敷設時間等の制度化が図られております。このうち固定式さし網漁業につきましては、平成11年から知事許可漁業として移行しておりますので、残る3漁業につきましては、引き続き委員会への届出漁業となつてございまして。こちらにつきましてもまだらと同様に9月の海区漁業調整委員会で審議することとなつてございまして。その際改めて御説明させていただければと思ひます。

次に、15ページをお願いいたします。15ページから16ページにつきましては、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示となつてございまして。現在、

仙台湾の保護区4ヶ所、16ページに保護区のパンフレットを付けてございますが、制限期間中はすべての水産動植物を採捕してはならないとなっております。こちらこれまでの経過といたしましてはまこがれいの仙台湾の資源回復を図るため、保護区域の設定について関係者（漁業者、遊漁船業者）と県との間で協議が行われてございまして、協議の結果、関係者から保護区域の設定について合意が得られたことから、平成17年に保護区域を設定してございます。保護区域が設定された当初につきましては、仙台湾3ヶ所を設定してございましたが、平成18年以降につきましては関係者との協議、調整を行いまして保護区域が4ヶ所と現在拡大されてございます。

これらの取り組みの成果といたしまして、まこがれいの産卵場所及び産卵期間の保護につきましては、資源を回復させるための取り組みもございまして、一定の成果が現れているものと考えてございます。こちらにつきましては、11月の海区漁業調整委員会で改めて審議する予定となっております。

次に、17ページをお願いいたします。17ページから18ページ目につきましては、かご漁業の制限に関する委員会指示となっております。こちらも現在届出制となっております。こちら宮城県地先海面の共同漁業権除いた区域において、1トン以上20トン未満の動力漁船を使用して当該漁業を操業する場合につきましては、委員会へ届出をしなければなりません。これまでの経過といたしまして、本県のかご漁業につきましては、これまで自由漁業として営まれてございましたが、近年、漁獲動向の変化等から着業者が増加してございまして、操業トラブルが散見されるようになったことから、平成30年度に関係漁業者等と制度化に向けた協議、検討を実施いたしまして、令和元年5月から本県地先海面におけるかご漁業の委員会指示ということで、届出制として操業実態の把握に努めているところでございます。今後も操業実態の把握に努めたいと考えてございます。改めて海区漁業調整委員会の協議事項を12月予定してございますがその際改めて御説明させていただければと思います。

次に、19ページをお願いいたします。19ページ目につきましては、隣県海区との漁業調整委員会の交流会の対応要領となっております。海区委員の活動の一環といたしまして相互理解や協力のもと、双方の海区が抱える共通課題等につきまして有意義な意見交換を行う場としてございます。福島海区さんにつきましては、平成10年度まで行ってございましたが、平成13年度に再び再開してございまして、下の岩手海区さんにつきましては、平成14年度から開催してございます。こちら年によって、こちらから出向いたり来ていただいたりということで、相互に開催しているところでございます。

次に、20ページをお願いいたします。20ページ目につきましては、全国海区漁業調整委員会連合会についてとなっております。全国に設置されている72海区漁業調整委員会の相互連絡を密にして、その全国結集により重要な課題等の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与してその使命を達成することを目的とするものとなっております。下に主なスケジュールを記載してございますけども、5月に東京で全国海区漁業調整連合会の総会を開催する予定となっております。また、令和4年度につきましては、総会の会場が宮城県の予定となっております。後ほど詳細確認して、改めて御報告させていただければと思います。

次に、21ページ目をお願いいたします。21ページ目につきましては、岩手県との交

流会で発表してございます、岩手県と宮城の相互入会しております漁業のこれまでの調整経過についてでございます。こちらの資料を用いまして、両県での共通認識を図っているところでございます。

続きまして、23ページ目をお願いいたします。23ページ目から24ページにつきましては、令和3年漁期（第7管理期間）と言われるんですけども、くろまぐろ小型魚、大型魚の配分案となつてございまして、宮城県配分量につきましては、小型魚52.9トン、大型魚20.5トンとなつてございまして、定置漁業、漁船漁業等ともに協定に基づく個別配分によって、現在管理を行っているところでございます。

続きまして、25ページ目をお願いいたします。25ページから26ページ目までにつきましては、改正漁業法施行に伴う知事許可漁業の制限措置等についての資料でございます。

こちら次の審議事項で御審議いただくものとなつてございまして、内容といたしましては法改正によりまして、許可内容という概念がなくなつてございまして、今後は制限措置によって許可を規制するというような状況となつてございます。知事許可漁業の許可の申請の受付に当たりましては、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、漁業種類ごとに漁業時期や操業区域等につきまして制限を定めまして公示することとなつてございます。

最後に、27ページをお願いいたします。27ページ目につきましては、改正漁業法に伴う漁業権等の手続きについてとなつてございます。1. 改正漁業法の施行に伴つて新たに定められた内容といたしまして、定置、区画、共同漁業権の資源管理状況等の報告ということで資源管理の取り組みの実施状況であつたりの報告を行うこととなつてございまして、年1回以上都道府県の知事に定める日まで報告いただくものとなつてございまして、あと、海区漁業調整委員会の方で報告に係る事項に関しまして、意見を付して年1回以上報告するものとされてございます。こちらにつきましては、11月の海区漁業調整委員会で報告する予定と考えてございます。

次に、令和5年度における定置、区画、共同漁業権の一斉切替のスケジュール案についてでございますが、前回の平成30年に行いました一斉切替のスケジュールをもとに決めてございます。

海区漁業調整委員会の役割といたしましては、海区漁場計画の諮問答申と免許に関する諮問・答申等となつてございます。説明につきましては以上になります。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何と多い引き継ぎなんですけど、皆さん引き継がれるそうです。

御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

はい、どうぞ。

○伊藤委員

19ページの3. (1)と(2)会長、知事選任及びとなつてんだけど、公選委員ってのは今いないのでないか。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 鈴木総括技術補佐

伊藤委員のおっしゃるとおり、前のままの要領がついているということで、今回これを直さなければならなかったんですが、後日修正しておきたいと思います。

○關会長

前のままの記載になってたということだそうですね。

よろしいですか。

○伊藤委員

はい、わかりました。

○關会長

その他、御質問等はありませんでしょうか。

今、説明を受けただけで、これ全部引き継ぎ受けたという理解はなかなかしないかもしれませんが、説明あったように月々に内容説明をいただくことになりますので、その場合に十分な審議をお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

なければ、議事（５）「第２２期委員への引き継ぎ事項について」は、これまでとします。

— — — — — 議 事 終 了 — — — — —

○關会長

それでは、次第３の議事が終了いたしましたので、審議事項に移ります。審議事項「潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置案につきまして説明をさせていただきます。

昨年１２月に改正漁業法が施行されまして、知事許可漁業、県の漁業調整規則に基づいて許可を出しておりますが、その手続きについて大臣許可、国の許可漁業の規定に準じた新たな許可手続きが規定されました。海区漁業調整委員会の意見を聴いて制限措置によって許可を規制するといった内容になっております。この改正された漁業法の第５８条において準用する同法第４２条第３項、この制限措置の内容について海区委員会の意見を聴かなければならないと規定されている部分でございますが、これに基づきまして県の方から海区委員会の方にその制限措置の内容について諮問をさせていただいております。今回はこの内容について皆様方に御審議をいただきたいと考えております。また、知事許可漁

業に併せまして潜水器漁業の許可でございます。漁業調整規則による許可の期間は基本的に3年となっておりますが、潜水器漁業の許可は1年ということで県で運用して参りました。こういったことで併せまして、潜水器漁業の許可の有効期間を変更するという事についても諮問いたしておりますので、これらについて御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。詳細については担当から御説明申し上げます。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

資料3を用いまして説明させていただきます。資料3、1枚おめくりお願いいたします。1枚目でございますが、こちら漁業法に基づく制限措置等の海区委員会宛ての県からの諮問文書の写しでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ、3ページがその具体的な制限措置の内容等でございます。後ほど説明させていただきます。一旦、めくっていただきまして4ページをお願いいたします。制限措置と併せてもう1つの諮問事項ということで許可の有効期間の変更の諮問文書の写しでございます。こちら後ほど説明いたしまして、まず、5ページから説明させていただきます。先ほど課長から申し上げましたとおりでございますが、改正漁業法が今年の12月1日に施行されまして、国の広域で許可している大臣許可漁業の手続き規定が大きく変わります。今まで漁業者の方と書類審査をして許可を出していた部分を申請に当たって、広く公表してホームページ等でオープンにするというような形になりまして、知事許可漁業についても、そういう形になると。このフローの上は今年の12月より前のフローなんです。今まで県でいいますと漁業者の方から漁協さんの支所等を通じて、県庁とか県の事務所に書類申請をしていただいて、書類審査をした上で許可を出す。この許可に当たっては、県の漁業調整規則で知事許可漁業を規定しております。各漁業種類ごとに許可方針というものを定めておりまして、それは海区委員会で協議をした上で制定しているのですが、その方針に基づいて許可を出すという形で行ってまいりました。それが今年の12月以降、漁業者の方々から申請を受けるに当たって、その前に制限措置の公示というものがございまして、実際に県のホームページで公表してあります。〇〇漁業についてこういう内容でこれから許可を出しますという形で公表してございまして、1つはその内容について、今回、事前に海区委員会に意見を聴くと。このフローを見ていただくと、もう1つの事項として申請を受付けた際に例えば公示で何隻許可を出すといったような許可の場合ですと、例えば50隻許可を出しますという中で、もし52隻の申請があった場合、その2隻を落とさなければいけないというときに、新たに許可の基準という優先順位を作ることになりまして、こちらについても海区委員会の意見を聴くという形になりました。今回の御審議いただく漁業種類については、許可基準を定めていないのですが、この色が塗ってあるところが新たな手続きということになります。こちらについては、それぞれの漁業種類の許可の内容を変えるというよりは、この手続きとして海区委員会の意見を聴いてこのプロセスが2つ出来たというものになります。裏面をお願いいたします。制限措置とは何かということなんです。全く新しい用語でございます。まず上の点線

のところですね、漁業調整規則でこの制限措置とはこの項目ですというのを規定しております、その下に表で例として、すくい網漁業の場合と載せてございますが、まず左側がですね、旧法の内容でして、いわゆる許可証に記載してあるような漁業種類ですとか操業区域、操業期間とかですね、こういったものは許可方針に基づき規定しているのですが、新法施行後は制限措置という枠組みで項目が決められておまして、基本的には従前どおりの許可方針の内容をそのまま移すような形で作ると。いずれにしろ、法律で制限措置という枠組みでこの項目について定めて公表しなさいと、そういった事務手続きが新たにできました。

次のページA3の表をお開きお願いいたします。こちら許可事務手続きが年間スケジュール案ということでして、左側の漁業種類は現在、宮城県で許可の実態がある知事許可漁業の一覧でございまして、横軸の時間軸でございましてが昨年の12月から実際に海区委員会で諮問、公示というのが始まっております、今回は色が塗ってありますが6番、7番潜水器漁業、地びき網漁業とそういうようなことになります。

今後のスケジュールとしましても、基本的には従前の漁業種類ごとのシーズンがございまして、その前の段階での審議ということで計画をしております。

次のページをお願いいたします。潜水器漁業許可とは、地びき網漁業許可とはどういった経緯で今、規定されているかについて説明させていただきます。9ページでございまして、まず潜水器漁業許可の概要でございまして、本県の重要な磯根資源でありますあわび、うに等を漁獲対象としておまして、従前から共同漁業権に基づきまして、鉤採りですとか素潜り等により採捕されてきておまいますが、より深場での採捕ですとか漁獲効率より高めるということで、酸素を補給する器具を備えた潜水器を用いた漁法ということで、許可制となっております。許可制に係る経緯、背景としましては、大きく資源保護と密漁対策の経過がございまして、もともと共同漁業権の行使規則に基づいて営まれていたのですが、特に密漁等は平成前あたりから大きな問題となっていたということで、平成3年に業界の方から県に資源の保護及び密漁対策の両面から漁業調整規則改正等の要望書が提出されたということで、平成5年3月に新たに潜水器漁業許可と規定しまして、その際に例えばあわび、うにの採捕禁止期間の設定ですとか、潜水器漁業の夜間操業は禁止とか規定がされてます。なお、運用面では平成24年から反社会的勢力の排除のために、申請にあたって作業従事者の身分照会といった運用もしております。3. こちらは参考データでございまして、潜水器漁業の漁獲量だけではないのですが本県の国の統計であわび、うに等を記載しております。

次のページ、10ページをお願いいたします。10ページの4. 許可の概要ということで、こちらの内容は現行の許可方針に基づく内容でございまして、この内容を制限措置という中に入れ込むわけでございますが、まず、許可の対象としましては第一種共同漁業権の区域内で組合から同意を得た区域で、1つ目としては組合員行使権を有して組合の書面による同意を得た者と、もう1つとしては、その免許を受けた組合ということで、実態としては漁協支所の青年部ですとか、支部ですとか、部会とかですね、それからもう1つは組合自営事業として営まれております。区域ですとか時期については、基本的には漁業権者の組合の中で同意を得た期間と、但し、この表がございまして、漁業調整規則で禁止期間が定められておまして、そこを除く期間で設定をしております。許可の実態としま

してはグラフがございまして、直近、令和2年度では全県で52件という内容となっておりまして、次のページ、11ページを御覧いただきますと参考でございますが、昨年度の許可の実績ということで、左側が各漁業権者の漁協支所で操業区域がございまして、採捕してる対象魚種、許可の対象ということで組合、自営、もしくは支部、部会等ということで、昨年ですと組合自営が20件、その他が32件という形となっております。

次のページ、12ページをお願いいたします。潜水器につきまして付随してもう1つの諮問事項という法律的な手続きでございまして、先ほどから申し上げてます昨年度の12月に漁業法と漁業調整規則が改正されまして、漁業法に併せまして漁業調整規則を全面改正ということで新規制定という形になりました。規則の中でもともと知事許可漁業というのは、許可の有効期間は3年ですと、但し、海区委員会の意見を聴いてそれより短い期間を定めることが出来るとされておりまして、本県の場合ですと、多くの漁業は1年許可ということで運用しておりまして、この真ん中の表がございまして、潜水器漁業におきましても、これまでずっと1年許可で運用しておりました。それは過去に海区委員会の意見を聴いて1年と設定したわけでございますが、法的な手続きで12月1日を境にですね、一旦、その規則が新規制定という形になりますので、その新規則上3年と書かれていますので、これに対してもう1度海区委員会の意見を聴いて、これまでどおりの1年にしたいというような手続きでございまして、変更理由でございまして、これまでの経緯を踏まえまして、密漁対策、資源保護の目的で業界の要望を受けて許可制に移行した経緯がございまして、特にあわび、うに等につきましては、本県においても重要な磯根資源として、改正漁業法においてもあわび、なまこについては罰金が3,000万円に大幅に引き上げるなど、非常に密漁対策として全国的に力を入れているところでございまして、こちらについては引き続き1年で運用したいというものでございまして。

次のページ、13ページをお願いいたします。もう1つの漁業、地びき網漁業でございまして、地びき網漁業は陸上を拠点として、沖合から網を引き揚げて漁獲する漁業でございまして、許可の概要としましては、共同漁業権の区域内で組合行使権を有する者が、その組合の同意を得た上で申請をして許可を出すという形で許可方針に規定しておりまして、こちらは許可の有効期間は3年となっております。グラフでございまして、現状の許可の実態としましては、3年許可なんですけど、震災前までは概ね5件前後、新規ですとか更新をしていたんですけど、震災を機にですね、再開しないという事例が多くて、今は平成30年に再開した宮城県漁業協同組合十三浜支所1件のみが営まれているという状況です。ここまでの許可の概要でございまして、2ページの方にお戻りをお願いいたします。

今回の審議対象のまず2ページが、今回、許可受付にあたって公示する内容の案でございまして、まず潜水器漁業のこの表が制限措置ということでして、内容につきましては先ほど申し上げました許可方針に基づく内容でございまして、第一種共同漁業権の区域内で組合員、同意を得た区域ですとか期間としております。漁業を営む者の資格としても、組合行使権をもって、組合の同意を得た者、もしくは組合を対象としているということで、もともと共同漁業権に基づく漁業であったというところで、組合で調整した上で申請するというところで、許可等すべき漁業者の数としては定めなしとしてございまして、申請期間としては通年という形としてございまして。

3ページをお願いいたします。こちら地びき網漁業として、こちら先ほど説明しまし

た許可の規定に基づきまして、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格を定めておりまして、こちらも許可等すべき漁業者の数として定めなしとしてございまして、申請期間、通年としてございます。

最後に4ページをお願いいたします。漁業法の手続きに基づきまして、新たな漁業調整規則上の3年と規定されているものを、引き続き、潜水器漁業については1年に変更したいというものでございます。資料の説明につきましては以上になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置、これについての案でしたが、何か御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員

私どもはこの磯根資源多く関わっており、3年と言いましたが、やはり1年毎にですね、厳格にやった方がよろしいと県の密漁対策でもこう申し上げておりましたが、これ私は思うに正論だろう、そういうふうに思っております。

○關会長

県の案のとおりでよいという意見が出ましたが、他にございませんでしょうか。

地びき網漁業は1件だけっていうことでしたが、これについては、はい、どうぞ。

○木村委員

十三浜支所の1件だけっていう話なんですけど、これは漁業としてやってんだか観光でやってんだか、どっちなんだ。

○水産業振興課 本田技術主査

その部分については、過去にそういった照会もあって、整理されてございますが、漁業というのは漁業法上、水産動植物の採捕または養殖の事業とされてまして、その事業というのが営利の目的で反復・継続して行うこととなつてございまして、そこに該当するのかどうかというところでございまして、基本的には自分たちで作業をして、それを営利目的で販売してもらおうという形が通常かと思いますが、観光で多分来られた方から料金を徴収して採捕行為を体験させると。その採捕された水産物を消費するという行為は、その漁業の行為に含まれるという整理にされておまして、観光地びきもその漁業を営む行為ということで広く含まれるという形で解釈されております。

○關会長

木村委員、いかがですか。

○木村委員

分かりました。

○關会長

よろしいですね。

他に御意見ございませんか。

御質問，御意見。

はい，どうぞ。

○高橋委員

私どもの歌津地区なんです，学校の体験事業ということですね，地びき網を年1回，地域住民，学校先生，生徒全て，PTA併せてやっております。これはずっと継続しておりますが慣例とはなっております。ですから今出ましたようにですね，事業じゃない，それはこういう社会教育の一環ですから件数にはのらないと。当然のことながら，宮城県漁協支所の許認可を得てやっております事業であるから，これはビジネスの数字には表れていないんだろうというふうに思っております。

○關会長

この件そういうことだそうですが，これは行政サイドでは特段問題ございませんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘のとおりということで，問題ありません。

○關会長

よかったですね。

○高橋委員

もちろん気仙沼振興事務所の水産漁港部にも認可を頂いております。

○關会長

その他，御質問等がございませんでしょうか。

なければ，県から諮問のあった「潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置（案）等について」は，原案どおりで差し支えない旨，答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め，令和3年4月19日付け水振第61号及び水

振第62号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨を答申することといたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 長谷川事務局長

太平洋広域漁業調整委員会につきましては、平成13年漁業が改正されましてですね、これに伴って設置をされました国の常設機関でございます。任期は4年となっております。当県からも委員が出ておりますが、現在のですね、任期が平成30年10月1日から令和3年の9月30日までとなっております。

前回まで委員を務めていただいていた畠山前会長が退任をされましたので、今回はですね、その後任として、新たに委員の互選をしていただきたいというふうに考えております。詳細につきましては、担当の方から御説明を申し上げます。

○關会長

はい、お願いします。

○事務局 菅原技師

資料4協議事項太平洋広域漁業調整委員会の互選につきまして御報告させていただきます。1枚おめくりください。広域漁業調整委員会につきましては、先ほど事務局長から御説明ありましたとおり、平成13年の漁業法改正に伴って設置された国の常設機関となっております。構成メンバーにつきましては、海区漁業調整委員会、あと関係漁業者の代表、学識経験者となっております。任期は4年となっております。任期につきましては、平成30年10月1日から令和3年9月30日までとなっております。令和3年9月に満了するものですね、前回まで務められておりました畠山前会長が退任されたことから、新たに互選を行うものとなっております。

委員の設置でございますが、広域漁業調整委員会につきましては、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うため、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣許可漁業複数の知事管理漁業に跨っておりまして、水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的といたしまして、設置されている委員会となっております。こちら当海区につきましては、下に移りまして太平洋広域漁業調整委員会に所属してございまして、その中の太平洋北部会に所属してございます。

参考で2ページから4ページ目にその区分等につきまして、載せてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

太平洋広域漁業調整委員会の役割でございますが、都道府県の区域を越えて広域的に分

布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項につきまして、協議、調整を行うものとなつてございまして、主な役割といたしましては下記の①から④の検討及び協議をしていただくものとなつてございます。

委員につきましては、年に2回程度会議が開催されるため、その会議に御出席いただくこととなつてございます。9月30日までの期間につきまして、委員をこの場から互選いただきたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

これは協議の内容が互選をしていただきたいということですか。

○事務局 菅原技師

はい。

○關会長

それでは、御意見を求めたいと思います。

はい。

○木村委員

關会長にお願いしたいと思います。

○關会長

会長にお願いしたいという意見が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○關会長

はい。

分かりました。それでは皆さんの御意見に従って、委員を務めたいと思います。

○岩沼委員

9月までまず關さんということで、もちろんその後もずっと關さんなんでしょうけど、それは一応残りの期間を關会長にお願いするということで、今はそこまで決めて置くんでしょ。

○事務局 菅原技師

そうです。これまで前任の畠山会長が務められておりましたその分の令和3年9月30日まで残任期間を關会長の方にお願ひいたしまして、改めて令和3年10月1日からまた

改めて任期が変わりますので、また改めて御協議いただくこととなってございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○關会長

岩沼委員に感謝します。確認していただきました。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、協議事項「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」は、私が委員として引き受けることに徹底して、これで協議を終わりたいと思います。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

○水産業振興課 山内技術補佐

水産業の振興に関する基本的な計画第Ⅲ期につきまして、御説明させていただきます。

こちらの水産業の振興に関する基本的な計画ですが、これは「みやぎ海とさかなの県民条例」条例です。条例に掲げる基本理念の実現に向け、我が県の水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定するものであります。

計画の策定に当たりましては、県の産業振興審議会の諮問答申や議会への経過報告、審議を経るだけでなく、9月以降、約1か月間のパブリックコメント及び県内3か所での地域説明会、こちらには漁協の支所の職員の皆様にも参加していただきました。

また、業界団体向けの説明会等を実施いたしまして、県民水産関係者等から広く御意見を募集させていただきました。最終的には多くの皆様からいただきました御意見も反映させまして、2月の議会の議決を経まして、最終的にまとまったものでございます。

本日はお配りしておりますA3の資料4枚、ホチキス止めされておりますが、こちらで計画の概要を説明させていただきます。また席の方には、こちらの印刷されました青いこの製本の冊子の方もお配りいたしております。

それでは、まず、このA3の資料の1枚目の方を御覧ください。上段に、第1章、水産業の振興に関する基本的な計画の策定にあたってということで、策定の趣旨と位置付けを示しております。こちらは、東日本大震災以降、復旧・復興の完結を目的として、前回、第Ⅱ期の計画はもうひたすら復旧・復興を目指して取り組んで参りました。ただその後ですね、引き続き取り組むべき課題や、また近年、水産業をめぐる情勢が変化してきておりますので、こちらに新たに対応する計画となります。

計画期間は今年度、令和3年度から令和12年度の10年間、今後10年間の水産業の宮城県の水産業の施策の方向性を記している計画でございます。上段の右側の方に、こちら、県のイラストをつけてありますが、こちらは前回の第Ⅱ期計画の目標が指標と目標は

どうなったかということ、イラストで入れております。前回の計画では、主要5漁港の水揚額、水産加工品出荷額、漁業産出額を指標としておりましたが、我が県の水産業は、壊滅的な被害を震災で受けましたが、様々な復旧、復興の取り組みを進めてきた結果、各指標とも数値的には目標とする震災前の水準まで回復しているというところでございます。

中段の第2章の方、我が県水産業を巡る状況の方を御覧ください。左側の方に復興の進捗と引き続き取り組むべき課題ということで、1の漁業・養殖業から4の漁場・資源まで4つの分野における課題をまとめております。各分野とも、第Ⅱ期計画の数値目標は概ね達成しておりますが、今後も引き続き、漁業・養殖業の収益性、水産加工業の生産性の向上、漁村地域の活性化、そして漁場の維持管理等に取り組んでいく必要があると認識しております。その上で、本計画新しい第Ⅲ期計画において対応しなければならない新たな課題を中段の右側、本県水産業を巡る情勢の変化と対応策として示しました。今後、本県の水産業に大きな影響を与える外部環境の変化といたしまして、海洋環境の変化、国内市場の縮小、激甚化する自然災害及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会経済の変化をあげております。

また、前向きな変化であります我が県の水産業にイノベーションをもたらす動き、イノベーションという言葉ですが、自発的な外から強制されたものではない自発的な内側からの変化ととらえていただければと思います。そして、スマート水産業の推進、近年、スマートフォン等をお持ちの委員さん多いかと思いますが、こういった通信技術、AI技術など進化しておりますので、こういったものを水産業に取り入れて、水産業もより効率的な産業に変わっていくということで、スマート水産業の推進等を上げております。

また、施策を進めていく上で重視すべき新しい価値感として、持続可能な開発目標SDGsの推進、これは国連の方で進めている目標です。国際的に進めていきたいと思いますという目標にも貢献していきたいという思いです。海洋プラスチックごみやブルーカーボンなど環境志向の高まり、こちらも挙げております。ブルーカーボン、この後も出てくる言葉ですが、近年の新しい言葉でして、森だけではなくて、海の藻場や海藻もCO₂を吸収して、温暖化対策に貢献出来るそういった趣旨が含まれた言葉でございます。こういった新しい言葉、新しい価値感を踏まえまして、新しい第Ⅲ期の計画を策定しております。

下段のですね、引き続き、第3章を御覧ください。こういった第2章で整理しました現状と課題を踏まえまして、本県水産業の目指すべき姿を示しております。

我が県においては、復旧、復興を経験した水産業者、皆様が多様な産業、関係者との連携や新しい技術、価値観等の導入を進め、イノベーション創出することで、経営環境の変化に柔軟に対応して、自然環境と調和した持続的な産業として安定的に収益を上げて、地域が活性化していく。そういったことを望ましい水産業の成長産業化と定義して、これを念頭に置きまして、こちら標語でございます「環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立」これを本県水産業の目指すべき姿として示しております。

こちらのA3の資料2枚目を御覧ください。1枚目の下段で示しました、目指すべき姿、「環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立」に向けて、この実現に向けて、どういった施策を講じていくか、これを取りまとめたものが第4章になります。本計画におきましては、目指すべき姿の実現に向けて、生産の基盤となる水域環境、水産資源を良好に保全して水産業が立地する地域社会を持続活性化させながら水産業を成長させていくため

に、4つの基本方向に沿って、分野ごとの施策を展開していくこととしております。こちら基本方向は、1から4として記載しておりますとおり、漁業・養殖業分野におきましては、持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立、流通加工分野におきましては、社会経済環境の変化に対応出来る流通加工業の体制構築と水産物の販売力強化、漁村、漁港分野におきましては、将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり、漁場・資源分野におきましては、海の豊かさを守り支える資源管理と漁場水域環境保全の推進としております。

そしてそれぞれの基本方向に沿いまして、施策1の操業コストの削減と労働環境の改善から、1番下段の方ですが、施策14ブルーカーボンによるCO₂吸収や海洋プラスチックごみ対策、海洋環境の保全に寄与する取り組みの推進まで合計14の施策を講じまして、そのもとで具体的な取り組みを実施していきます。また、各基本方向の右側には、それぞれの取り組みが関係する先ほどの国連の目標ですね、SDGsのロゴを示しております。

この2枚目の右半分はこれらの施策を進めていくためのロードマップで、計画全体の推進イメージがわくように施策ごとに主立った取り組みを記載しております。

このA3の資料を1枚めくって、3枚目の方御覧ください。第4章でお示しました各種取り組みの中でも計画期間内この10年のうちに、特に優先すべき取り組みや分野横断的に推進していく取り組みを重点プロジェクトとして設定し、目指すべき姿の実現を加速していきたいと考えております。1. スマート水産業推進プロジェクトです。こちらは水産業の生産性向上を図るためには、やはり近年のICT等の先端技術や漁獲、漁場環境データとの有効な活用方法、こちらを検討して、計画的に現場の方に普及していく必要があると考えております。それでこの1番目の重点プロジェクトとして設定しておるところです。2. 水産物輸出促進プロジェクトは、人口減少と高齢化による国内市場の縮小が避けられない中、我が県の水産物の市場を確保していくためにも、海外市場に向けた水産物、水産加工品の生産輸出体制を作っていくことが不可欠であると考えているもので設定しているものです。3. 新しい漁村地域創出プロジェクトですが、これは震災の被害を受けまして、高台移転等によって、漁村地域の形を大きく姿を変えてるところもあります。こちら漁村地域が持続的かつ活力ある地域として発展するためには、これまでの考え方にとらわれず、柔軟な発想で地域の姿を描いていく必要があると考えているもので設定しているものです。4. ブルーカーボン推進プロジェクトは、藻場の保全や回復あと海藻養殖の増産などが計画的に推進しまして、水産業が地球温暖化対策にも貢献する産業であると評価されることが、水産業が最終的に持続的な産業として成長を図る上で重要であると考えておるもので設定したものです。5. 最後の試験研究プロジェクトですが、こちらは、これまでに述べた14の施策そして4つの重点プロジェクトを推進する上で、基礎調査や技術開発あと現場への普及などあらゆる分野において、試験研究の支援が不可欠であることから設定しているものです。

続きまして資料の右側、第6章の方御覧ください。こういった14の施策と重点プロジェクトでいろんな施策を進めていくんですが、そう進めていた施策の目標の指標ですね、目標の目安の方示しております。これが第6章目標指標です。本計画では、漁業、養殖生産、流通・加工、消費、環境・漁港の分野別の指標に、我が県水産業の総合力を図る指標に加え合計8つの指標を制定しております。具体的に、生産に係る指標といたしましては(1)

の漁業産出額、(2) 漁業所得及び新規就業者数、流通加工に係る指標といたしましては(3)の水産加工品出荷額と水産加工の付加価値額、消費に係る指標といたしましては(5)の世帯1人当たりの年間魚介類等の購入額を設定しております。環境の指標といたしましては、本計画から新たに(6)の産業と環境の調和に貢献する海藻養殖の増産、藻場造成及びCO₂削減効果を設定いたしました。また、漁港施設の計画的、維持管理のための指標といたしまして、(7)に長寿命化対策を実施した漁港施設の割合を設定しております。そして、水産業の総合力を図る指標といたしまして、(8)の主要5漁港の水揚量及び額を設定しました。漁港の水揚げは他県の遠洋系漁船も含む属地の統計値になりますので、魚市場の受け入れ機能から加工流通消費に至る我が県水産業の総合力を図る指標になるものと考えて設定しております。

もう1枚おめくりください。A3資料の4枚目です。このイラスト職員がすべて自作したものでございます。本計画の内容につきまして、全体のイメージをイラストにまとめたものでございますので、全体像をわかりやすく、A3の1枚紙になるように図を示しております。後ほど御参照いただければと思います。

最後になりますが、県といたしましては、この新たな基本計画のもと、多様な関係者との連携を進めながら、5つの重点プロジェクトを軸に各種施策を展開し、環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立をこれからの10年間で実現したいと考えております。

本県の本計画の推進に当たりましては、引き続き、委員の皆様の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

そして、本日お配りしましたこのA4の冊子の方ですが、こちらの方にはこれまでの議論、これまでの詳しい内容、また、条例本文等の資料、そしてこの目標値を設定するにあたって使った資料やその計算、設定の考え方等々いろいろな資料も入れ込みまして、1冊の冊子にまとめております。詳しいところはこちらの方を、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、水産業の振興に関する基本的な計画の説明を終わらせていただきます。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

はい、尾定委員。

○尾定委員

これからの水産業の将来をいかにこう活性化するか、就労人口が減っていく中で、やっぱり質を高めてなおかつ生産性を上げる、維持するっていう方向のために、斬新で打って出てる、非常に面白いと思うんです。そこで先ほど説明されたところで、その分野の横断的、つまり多様なその組織とか期間とか、人を集めて、それを結集してこれに取り組むっていう場合には、つまりそういうものを人、組織で集める場が要ると思うんですけども、その場は具体的にはどういうふうなことを目論んでおられるのか、もしアイデアがあったらお聞きしたいんですけど、お願いします。

○關会長

お答え出来ますか。はい、どうぞ。

○水産業振興課 山内技術補佐

この重点プロジェクトの方、中心軸にしてですね、取り組みの方進めていきたいと考えておりますが、そういった場の設定、実はこれから走り出していくというところがございます。私どもの方で特に担当してます人材育成に関しましては、今年度、イノベーション構想会議という集まる場を設定いたしまして、地元の移住、定住もありますので地元の自治体の方、あと、震災後多様な民間支援団体の方、地域おこし協力隊とかですね、ああいった民間の方の動きとかもありますし、あと従来から私ども進めておりました漁師カレッジのような新規就業者を入れていくような取り組み、そういう会議と設置して有機的に連携して進めていきたいなというふうに考えております。他のプロジェクトにつきましても、まずは打ち合わせの場で、そのあと、会議体の組織というふうな順番になっていくかと思うんですが、そういった場は設定し、いろんな方の御意見や動き等を取り入れながら、こういった施策の方進めていきたいなというふうに考えております。

○關会長

尾定委員よろしいでしょうか。

○尾定委員

はい。

○關会長

他に御質問。

はい、どうぞ。

○平井委員

外部環境の変化ってのは、かなり大きな課題だと思うんですけども、例えば、気候変動問題に対して漁業をどうしていくのか。それから、もう少し絞って宮城でいうと、近年、貝毒がすごく大きな被害を受けていますし、その辺のことをどういうふうに対応していくかというところが、海と魚のという話なので、かなりいい方向に向けてのことは変わっていると思うんですけども、そういう被害対策だとか、それから今後予想される環境の変化に水産業としてどう対応するかってのは考えてくべき必要があると思いますので、その辺、どこで良かったって今、御説明だけわからなかったのもう少し詳しい資料見れば出てくるのかもしれませんが、この重点プロジェクトという中ではなかなか、それは読めないのかなというふうに思いました。その辺はどういうふうに扱っておられるのか、どういう議論のもとでそういうものを扱っておられるのか、というような今後のことを教えていただきたいと思います。

○關会長

はい、どうも。

お答え出来ますか。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 山内技術補佐

重点プロジェクトの中では、まずは試験研究推進プロジェクトというところになるかと思えます。冊子の方御覧いただけますでしょうか。冊子の39ページの方御覧いただければと思えます。こちらには、今、委員から御指摘のありました、海水温上昇等による水揚魚種や環境の変化、あと磯焼けの進行、こういった変化に対応するテーマとして試験研究推進プロジェクトが入っております。この下段の方、水産業現場政策推進アプローチという形で、基礎調査研究と、あと、緑の欄で書いてあるところ、資源環境に関する取り組み、こちらに海洋環境、貝毒プランクトン及び海洋プラスチックごみのモニタリングの迅速な情報提供という形で、まずは、対応していきたいというふうに考えております。あとは、近年の重点プロジェクト中でも、スマート水産業、また、あと温暖化対策としてのブルーカーボン推進プロジェクトこういったところで、新しい技術とかですね、あと気候変動対策といったところを進めていければなというふうに考えております。

○關会長

はい、よろしいですか。

これ本当に大切なことなんですけども、私もこれまでの宮城県のいろいろな試験研究機関の取り組みを拝見してきましたが、非常に興味持ってるのが海流のですね、変動がどういふふうになってるかっていうのと、いろいろその情報を集めてらっしゃって、そういうことを漁業者に提供するということが、今まで行われてるようですので、そういったことをもっと深めていただければ、大変漁業者の方々ありがたいんじゃないかと思ってました。

そういったことを今後も強化いただきたいと思えますし、貝毒については、プランクトンが出てしまうとどうにもならない状況が、今続いておりますが、これについても、新しい技術の何か展開を期待したいと思っております。これは今のところ、その調査以外にはないようですが、私はそういう理解をしておりました。

そういったことで、今の御質問にお答えになりましたでしょうか。

他にございませんでしょうか。

私からもう1ついいでしょうか。これを計画するにあたってですね、今、平井委員から一部御質問がありましたけども、全般にわたって、これまでの第Ⅱ期の計画に対して、どういふそのそれぞれ成果となってきたのか、その検証みたいなのは、何かなされてこられたんでしょうか。

○水産業振興課 山内技術補佐

詳しくはですね、冊子の方の3ページの方をお開きいただけますでしょうか。

3ページの中段から下の方にかけて、復旧・復興が進んだ宮城の水産業という形で、グラフで第Ⅱ期計画の数値目標の達成具合を記載させていただいております。第Ⅱ期計画の

目標なんですけど、漁業産出額、そして水産加工品出荷額、そして主要5漁港の水揚額で主要5漁港とは、北からいいますと気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜港です。こちらの主要5漁港の水揚額、そして沿岸漁業の新規就業者数が入っておりますが、その震災前の時のデータから、震災を受けた平成23年、そして、第Ⅱ期計画の指標をチェックする年度でありますと平成29年度ですね、そちらまでの達成状況をこのグラフで示しております。

漁業産出額、水産加工品出荷額、そして主要5漁港の水揚額ですが、当然平成23年には大きな被害を受けてぐっと減っておるんですけども、その後、皆様の御尽力もありました。関係者の御尽力もありまして、このように着々と産出額、水産加工品出荷額、水揚額、震災前の水準まで戻ってきているというところでございます。また、沿岸漁業新規就業者数につきましても、震災直後、急速、特に親元に帰ってきて手伝うという方達多かったのかと思っておりますが、ぐっと上がった後ですね。また、新たな許可指定に限らず、新たにやってみたいという私ども漁師カレッジという取り組みを進めてきたこともありまして、新たに漁師になってみたいという方も入ってくるようになりまして、大体30人ぐらい年間入ってくる現状が続いております。

ただ、そんな中でも、1枚おめくりください。このように数値上は達成できたかなという実感はあるのですが、やはり震災後も様々な課題は残しておるかなと考えております。

やはり漁業・養殖業の方では、気候変動の変化もありまして、段落の2段目の方に書いてあります、さんま、まぐろ類、さけ、こうなご漁等の不漁により、主要5漁港の水揚額が、令和元年度は、前年大きく下がってしまう現状になっておる。当然、そのような環境の変動に伴って、水揚げ等が変わりましたら、また、新たな体制で漁業・養殖業を考えていかなきゃいけない。そして流通加工業の方ですが、加工品出荷額の方は約9割まで回復しているものの、やはり資金繰り、返済期間の終了、あと人材不足、あとは震災によって失った販路等々のやはり課題は残しております。また、漁村・漁港の方では、ハード整備の方は終わったものの、やはり新しく変わった漁村の姿、ソフトの面ですね、そういったところの課題。あと漁場資源につきましても、がれき等の回収等、そういったものは少し残ってはいるものの概ね完了しながら、また、新たな環境に関する課題がブルーカーボンやプラスチックごみといった課題が出てきておるのかなと考えております。そういったところを対応するために、第Ⅲ期計画では、このようなコンセプトでまとめていったという中身になっております。

○關会長

どうもありがとうございました。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○水産林政部 石田副部長

内容については、今、山内の方から説明させていただいたとおりなんですけども、現状分析して、第Ⅱ計画でどこまで来たのか、そういった課題をあげて、それからこの計画自体は4つの基本方向と14の取り組みの施策というふうには作ってあるんですけど、例えばこ

の本文の方ですね、50ページ以降の細かな表ちょっと見ていただきたいんですけど、これそれぞれの基本方向について、現状がどうなっているのか、それからどういうふうな課題があるのか、どういうふうな対策が考えられるのか、そういったものをSWOT分析というふうな資料を使いまして、それぞれ時間をかけて分析した結果、そちらの先ほど山内が説明したようなこの分析を経た上で作った内容であるということでございます。

その中では先ほど海洋の環境の変化に対応した例として、例えば漁船漁業であれば、今だんだん増えてきている魚のどういうふうに使っていくかとか、或いは養殖業であれば高水温に対応した新しい養殖種とか、種苗の系統であるとかそういったものも今後対応を検討していかなくちゃならないということテーマにあげていっているという作りになっているということでございます。

○關会長

どうもありがとうございました。

平井委員とか尾定委員に確認したいんですが、SWOT分析結果のSWOTって御存知でしょうか。どんな内容なんですかね。

県の方で、御説明出来ますか。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 山内技術補佐

御紹介いただきましたので、SWOT分析している50ページを御覧いただければと思いますが、その表の方を見ていただくと、内部環境、まず外部環境という形で分かれてまして、よく見ていただくとですね、内部環境の分析には、ストレンクス（強み）で頭文字Sですね、ウイークネス（弱み）で、内部環境として、強みと弱みって何でしょうと、そして、左側の欄見ていただきまして、外部環境、外部としては、オポチュニティで機会、あと、スレットですかね、脅威とありまして、私たち内部、本県漁業関係者、あと生産者だと思んですが、それにはこういう強みがあります。そしてそういう弱みがあります。そして左が外部環境として、機会、チャンスがあります。そして、脅威があります。そこを重ね合わせたところに、強みとチャンスがあるのであれば、積極的に打って出た積極戦略で弱みとその機会が重なったところは、そこは直していきたい改善、強みのあるところで脅威があるところは、そこは差別化で残りましょうと、あと、弱いところでしかも脅威があるところはもう守るということで、防衛戦略という形で、このように、外部環境と内部の環境あとそれに対するとる施策ですかね、これを四角で分けたものが分析になっております。この頭文字を取ってSWOTとしております。

○關会長

大変よくわかりました。

この御説明で理解が深まったと思います。

他にございませんでしょうか。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、報告事項「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について」は、これ

までとします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【そ の 他】

○關会長

次に、その他に移ります。

「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」実施計画の改定について」県から説明をお願いします。

○全国豊かな海づくり大会推進室 菊池参事兼室長

先ほどの資料5の下にですね、クリップ止めをしております資料を配布させていただいております。クリップを取っていただきますと、A3版1枚の実施計画の概要1枚にまとめたカラー刷りの資料と、あと実施計画の本体の冊子、それからむすび丸が表紙に書いてあるイラストのですね三つ折りのリーフレットを添付してございます。

今回の海区委員には新しい委員もおりますので、まず、豊かな海づくり大会とは何ぞやというところからちょっと簡単にですね、御説明をさせていただければと思います。このむすび丸が書いております三つ折りのリーフレットですね、お手元に御用意いただきまして、表紙をめくっていただきますと、その下、右半分ですね、全国豊かな海づくり大会とはと上の方に書いてある部分がございます。この豊かな海づくり大会は大きく3つの目的がございます、1つは水産資源を守りましょうと、もう1つは海だけではなくて、山、森、川、そういった自然環境を守りましょうと、3つ目に水産業の振興を図りましょうと、大きな3つの目的をですね図るために、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されてから令和元年まで毎年開催されておりました。この大会は国民体育大会、それから全国植樹祭、国民文化祭と並びまして、いわゆる四大行幸啓と呼ばれております、天皇皇后両陛下に御臨席いただくことが慣例となっている大会の1つということになってございます。

本来であれば、この第40回大会、令和2年度9月に我が県で開催される予定でございましたが、新型コロナウイルスの影響によりまして、1年延期となりまして、今年の10月2日と3日に開催されるということになってございます。今その準備を進めているという段階でございます。今回の計画の見直しの補助につきましては、A3版1枚ものですね、概要版についてに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

開催日は上に書いておりますとおり、今年の10月2日と3日になってございます。メインは10月3日にですね、2つの行事を行うことになってございます。資料の左半分、上の赤い帯のところには式典行事と書いてございます。その右半分に海上歓迎放流行事と青の帯で書いてございます。この2つの行事を1日で10月3日に執り行うというのがこの海づくり大会になってございます。大きく、これまでと変わった部分大きく2点ございまして、まず、左半分の式典行事の部分でございます。会場ですね、当初、昨年ではですね、この式典行事と海上歓迎放流行事を石巻魚市場と石巻漁港で一体で開催すると、それも3,000人規模ということで、県内外からですね、多数の方々に参加をいただきまして、これまでの復興に向けた御支援、そういったものを含めてですね感謝の気持ちを込めて、開

催したいということで準備を進めておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響です、感染対策を十分にとった上で開催しなければならないということになりましたので、まず会場をですね、同一箇所で長い時間、皆さんに集まっていただくということでリスクが発生するということで、会場を分散することにいたしました。式典行事につきましては、今年4月にですね、今月開館いたしました石巻の新しい文化複合施設、愛称はですね、マルホンまきあーとテラスと言いますけども、こちらの大ホールを使わせて頂くことになってございます。招待者の数も当初3,000名程度ということで考えておりましたが、密にならない距離を取って座っていただくということで、200名程度ということでかなり規模を縮小して開催するというようにしてございます。

また、右側の海上歓迎放流行事につきましても、3,000名程度で開催する予定だったものを1,000名程度まで規模縮小して開催するというようにしてございます。

それぞれの行事の中身につきましては、それぞれプログラムと書いてあるところなんですけど、こちらの構成は大きくは変わってございません。ただ、やはり感染対策ということですね、声を出すとか、或いは吹奏楽を演奏するとか、そういったところはですね、今回は見直しをいたしまして、そういったことはしないでですね、映像等を中心にこの式典等を行うということになってございます。とはいいいながら我々もですね、大会開催に向けまして、いろいろな形で豊かな海をですね、次世代につないでいくという部分を表現できるように、準備を進めておりますので、またいろいろ機会をとらえてこの委員会の方にもですね、大会までの準備状況の御報告・お知らせをさせていただきたいと思っておりますが、また、コロナ禍の中でしっかりと開催出来るように準備を進めて参りますので引き続き御支援よろしくお願ひいたします。私から以上でございます。

○關会長

はい、どうもありがとうございました

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願ひます。

なければ、次に事務局から事務連絡をお願ひします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日程について御連絡いたします。

次回の委員会の開催は、令和3年5月21日（金）午後2時30分から、場所は本日と同じく県庁9階第1会議室を予定しております。

また、本委員会終了後、親睦会関係について事務局から連絡がございますので少々お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。本日はお疲れ様でした。

- 終了 -

《議決（決定）事項》

議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長代理の互選について
- (3) 席次の決定について
- (4) 海区漁業調整委員会の機能と権限について
- (5) 第22期委員への引き継ぎ事項について

審議事項

潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置（案）等について

協議事項

太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

報告事項

水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について

その他

「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」
実施計画の改定について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 哲夫

署名委員 伊藤新造

署名委員 山 沼 徳 衛

書 記 千葉みゆき

